

議案第75号

宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年（2015年）5月27日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例
(宝塚市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 宝塚市個人情報保護条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第10条の見出しを「（保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第10条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第19条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第30条第1項ただし書中「手続き」を「手続」に改める。

第33条に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、第1項の規定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第2条 宝塚市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

本則（第36条第2項及び第37条第2項を除く。）中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第10条第2項第4号中「個人」を「人」に改め、「の安全」を削る。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第29条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の見出しを「（保有個人情報の利用停止請求権）」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用停止請求権）

第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

第37条第2項中「前条第2項」を「第36条第2項」に改め、「法定代理人」の次に「、前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」を加える。

第3条 宝塚市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第10条の2第1項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第10条の3を第10条の4とし、第10条の2の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第10条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

第33条第3項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者

又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第36条の2第1項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加える。

（宝塚市情報公開条例の一部改正）

第4条 宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の規定（第19条及び第30条の改正規定並びに第33条に1項を加える改正規定に限る。）及び第4条の規定 公布の日

（2） 第2条の規定 平成28年1月1日

（3） 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
（執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正）

2 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市個人情報保護・情報公開審議会の項中「及び宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）による制度の運営に関する事項」を「、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に関する事項」に改める。